

【フランス】購買力保護のための緊急措置に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2022年8月16日、エネルギー価格の高騰を主な要因とするインフレが人々の生活を圧迫する中で、家計への影響を抑え、インフレ対策を講ずるための法律第2022-1158号が成立した。

1 制定の背景と経緯

現在、フランスでは、1985年以来最も高い水準のインフレが人々の生活を圧迫しており、その主な要因は、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰とされる¹。2022年7月7日、インフレ対策を講じ、家計への影響を抑えるための法律案が、ル・メール (Bruno Le Maire) 経済・財務・産業及びデジタル大臣、デュソプト (Olivier Dussopt) 労働・完全雇用・社会復帰大臣及びパニエリユナンシェ (Agnès Pannier-Runacher) エネルギー移行大臣により大臣会議に提出され、承認された後、フランス下院に送付された。同年8月3日に最終的に可決された本法律案は、60人以上の下院議員及び60人以上の上院議員の請求により憲法院の合憲性審査に付され、同月12日、一部を除き合憲と判示された²。同月16日、「購買力保護のための緊急措置に関する法律第2022-1158号」³が成立し、一部を除き同月18日に施行された。

2 主な内容

本法律は、全5章48か条から成る。第1章(第1条～第14条)はフランス人の生活水準の保護、第2章(第15条～第22条)は消費者の保護、第3章(第23条～第43条)はエネルギー主権 (souveraineté énergétique) の強化、第4章(第44条、第45条)はトラック輸送、第5章(第46条～第48条)はエンジン用燃料について定める。

(1) フランス人の生活水準の保護 (第1章)

①労働者向けの措置: 第1条は、従来の購買力特別手当 (prime exceptionnelle de pouvoir d'achat)⁴に代えて、新たに価値分配手当 (prime de partage de la valeur) 制度を導入する。この手当は、2022年7月1日以降の期間につき、四半期に一度を限度に複数回の支給が可能で、受給者は3,000ユーロ(条件次第で6,000ユーロ)まで各種税を免除される⁵。第2条は、従業員数250人以下の企業における2022年10月1日以降の超過勤務手当について、雇用主負担を減額する⁶。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年10月11日である。

¹ 2022年5月時点でフランスの消費者物価指数は前年比5.2%上昇しており、その内、エネルギー価格上昇は2.2ポイント分である。“Fiche - Prix à la consommation - Guerre et Prix,” 2022.6.24. L’Institut National de la Statistique et des Études Économiques website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6464623?sommaire=6464639>>

² 主な請求理由は、第29条及び第30条(液化天然ガス輸送船ターミナル関連)並びに第36条(温室効果ガス排出量上限引上げ)が環境保護という憲法的価値を侵害し得ることである。一方、憲法院は、議員らが言及しなかった第46条(食用油の自動車のエンジン用燃料としての使用許可に関する報告書提出)を便乗立法として違憲とした。

³ Loi n° 2022-1158 du 16 août 2022 portant mesures d’urgence pour la protection du pouvoir d’achat. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000046186723>>

⁴ 2019年に導入された、雇用主が支給額を決定して労働者に支給する特別手当。所定の条件を満たせば1,000ユーロまで所得税を含む各種税を免除される。なお、1ユーロは136.35円(令和4年10月分報告省令レート)。

⁵ 支給前12か月間の給与が同期間分の最低賃金の3倍未満の労働者は、所得税も免除される。

⁶ この減額は、超過勤務手当に課される社会保険料の雇用主負担分を減額することで行われる。なお、フランスの社会保障制度の一般制度(民間企業の労働者が対象)では、労働者と雇用主のそれぞれが社会保険料を支払う。

第3条は、自営業者の社会保険料の支払額を減額する。第2条及び第3条の減額分は、今後、それぞれデクレ（政令）により定められる。

②世帯向けの措置：第9条は、退職年金及び廃疾年金（pensions d'invalidité）⁷の基礎額、家族手当等の家族給付、成人障害者手当等の社会的ミニマム（最低所得保障）を4%引き上げる。第12条は、住宅手当の一つである対人住宅援助（aide personnalisée au logement）を3.5%引き上げる。これらの引上げは、2022年7月1日に遡及して行われる。また、第12条は、家賃高騰対策として、2022年第三四半期から2023年第二四半期までの間、家主が家賃を決定する際に準拠とする指数⁸の変動は、年率3.5%を超えてはならないとする。

(2) 消費者の保護（第2章）

第15条は、インターネット経由で行ったガス、電気、インターネット等の加入契約及び雑誌等の定期購読契約の解約手続きを簡素化し、インターネット上で解約できるようにすべきことを定める（消費法典⁹L.第215-1-1条の新設）。違反した事業者には、自然人ならば最高15,000ユーロ、法人ならば最高75,000ユーロの行政罰金が科される（同法典L.第241-3-1条の新設）。また、過剰債務（surendettement）¹⁰の処理の申請が受理された消費者がインターネット又は電話回線の契約を解約する際、支払期限未到来分の利用料金や解約料金の支払を免除する（同法典L.第224-37条の新設）。第17条は、インターネット経由で行った保険加入契約についても、解約手続きを簡素化すべきことを定める（保険法典¹¹L.第113-14条、社会保障法典¹²L.第932-12-2条及びL.第932-21-3条、共済組合法典¹³L.第221-10-3条の改正）。第15条及び第17条の規定は、遅くとも2023年6月1日までに施行される。

(3) エネルギー主権の強化（第3章）

フランスは、国内で消費する天然ガスのほぼ全てを輸入に頼っているが、特にロシアのウクライナ侵攻以降、国内の天然ガス供給に支障が出ているとされる¹⁴。そこで、天然ガス供給の継続性を確保するため、第23条は、エネルギー担当大臣が各ガス貯蔵施設の中間充填目標を定めるものとする¹⁵。また、第30条は、フランス北西部のル・アーヴル（Le Havre）沖の液化天然ガス輸送船ターミナルの設備工事の進行を早めるための特別規定を定める¹⁶。第32条は、2022年冬に予想される電力供給への支障に対処するため、電力供給に対する深刻な脅威の発生時に稼働停止中の石炭火力発電所を一時的に再稼働するための労働者の雇用について定める¹⁷。

⁷ 労働災害により労働能力の全部又は一部を喪失した者に対する補償の手当金。

⁸ この指数は、国立経済統計研究所（L'Institut National de la Statistique et des Études Économiques）が年4回発表する。四半期ごとの前年比の上げ幅は増加し続けており、2022年の第二四半期には3.6%引き上げられていた。

⁹ Code de la consommation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006069565>>

¹⁰ 支払期限の到来した請求可能な債務全てに対処することが明らかに不可能な状態（消費法典L.第711-1条）。過剰債務の処理の申請が、各県に設置された過剰債務委員会により受理されると、弁済調整手段が講じられる。

¹¹ Code des assurances. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006073984>>

¹² Code de la sécurité sociale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006073189>>

¹³ Code de la mutualité. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006074067>>

¹⁴ Étude d'impact, 2022.7.6, p.151. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/textes/116b0019_etude-impact.pdf>

¹⁵ 第23条は、各加盟国の地下ガス貯蔵施設における毎年11月1日時点の充填目標及び中間充填目標を定める2022年6月29日の欧州議会及び理事会規則（Regulation (EU) 2022/1032）第1条に関連する規定でもある。2022年のフランスの中間充填目標は、8月1日に52%、9月1日に65%、10月1日に72%、11月1日に80%である。2022年6月29日の規則は、田村祐子「【EU】天然ガス安定供給確保のための2規則の制定」『外国の立法』No.293-1, 2022.10, pp.2-3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12353386_po_02930101.pdf?contentNo=1> 参照。

¹⁶ この中には環境評価の免除に関する規定も含まれるため、環境団体等に批判されている。

¹⁷ 第32条は、2022年3月31日の石炭火力発電所1か所の閉鎖に伴い解雇された労働者を、稼働停止中の石炭火力発電所を再稼働するために再雇用しようとするものである。